

# ○大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であったものに対して行う指導（以下「確認指導」という。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者及び特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対して行う監査（以下「確認監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(確認指導の目的)

第2条 確認指導は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び第45条に定める責務、「大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年大府市条例第21号）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の請求等に関する事項（以下「運営基準等」という。）について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために行う。

(確認指導の形態)

第3条 確認指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

(集団指導の実施方法)

第4条 集団指導は、特定教育・保育施設等に対して、運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 市長は、集団指導の実施に当たっては、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を、対象となる特定教育・保育施設等に文書により通知する。

(実地指導の実施方法)

第5条 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、質問、立入り、検査等を行うとともに、必要と認める場合に、運営基準等の遵守に関して各種指導等を行う方法により行う。

2 実地指導は、運営基準等の遵守状況、集団指導の状況、県等が行う認可等に関する事務の状況、他の市町村の実施体制等を勘案して、市が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施する。

3 市長は、実地指導の実施に当たっては、あらかじめ指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を、対象となる特定教育・保育施設等に文書により通知する。

4 実地指導は、必要に応じて、他の法令に基づく実地指導等と同時に行うことができる。

5 市長は、実地指導の結果を文書により当該特定教育・保育施設等に通知し、改善を要する事項があるときは、期限を定めて改善報告書の提出を求めるものとする。

(確認監査の目的)

第6条 確認監査は、特定教育・保育施設等について、次に掲げる状況を確認したときに、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として行う。

(1) 著しい運営基準等の違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子ども生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が疑われ、又は認められる場合

(3) 法第39条又は第51条の規定による勧告又は命令及び法第40条又は第52条の規定による確認の取消等の行政上の措置（以下「行政上の措置」という。）に相当する違反の疑いがあると認められる場合

(確認監査の方法)

第7条 確認監査は、特定教育・保育施設等の設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法により行う。

2 市長は、確認監査の結果、行政上の措置に至らない軽微な改善を要する事項があるときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して、文書により指導内容の通知を行うとともに、原則として、改善報告書の提出を求めるものとする。

3 市長は、確認監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて、認可等の事務を行う県等と連携を図りながら、行政上の措置を機動的に行うものとする。この場合において、法第39条又は第51条の規定による勧告又は命令を受けた特定教育・保育施設等の設置者等は、市長の定める期限内に改善報告書を提出するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第8条 前条第3項の規定により特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分を行おうとする場合は、監査後、当該処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に規定する聴聞又は弁明の機会の

付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（不正利得の徴収）

第9条 市長は、確認監査の結果、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得として徴収を行う。

2 市長は、前項の規定により、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等に対して徴収を行う際には、原則として、法第12条第2項の規定により当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額の支払を求めるものとする。

（県への情報提供）

第10条 市は、県に対して、必要に応じて、集団指導の概要及び実地指導の指導結果の通知並びに監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。